

兵庫県公報

令和8年8月14日 金曜日 第745号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の所在地の変更の届出（同）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…………… 2
- 緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）…………… 2
- 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）…………… 2
- 漁船保険の付保義務の発生（同）…………… 3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…………… 3
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）…………… 4
- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…………… 4

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）…………… 5
- 同 上（同）…………… 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）…………… 7

告 示

兵庫県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
本 真奈美	三田市けやき台4丁目19-7	令和8年4月2日

~~~~~

### 兵庫県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から所在地の変更の届出があった。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

所在地の変更の届出があった指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称    | 施術所の所在地           | 変更内容 |
|--------|-----------|-------------------|------|
| 松本 修   | あす訪問マッサージ | 加古川市平岡町新在家1192-43 | 所在地  |

~~~~~  
兵庫県告示第826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和8年8月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
頭池地区
- 3 縦覧の期間
令和8年8月14日から同年9月3日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 洲本市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/kashiraike-shinki.html>

~~~~~  
**兵庫県告示第827号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年8月3日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農村地域防災減災事業
- 2 地区名  
下鹿野谷池地区
- 3 縦覧の期間  
令和8年8月14日から同年9月3日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 小野市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/shimoshikanodaniike-shinki.html>

~~~~~  
兵庫県告示第828号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和4年兵庫県告示第976号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和8年8月25日限りで消滅する。

令和8年8月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

由良町 加入区

兵庫県告示第829号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和8年8月26日から発生する。

令和8年8月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

由良町 加入区

兵庫県告示第830号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

AGC株式会社関西工場高砂事業所

高砂市梅井5丁目6番1号

事業所長 安藤博史

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

AGC株式会社関西工場高砂事業所

高砂市梅井5丁目6番1号

(3) 特定施設に関する事項

種		類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設		27号ル 湿式集じん施設	
能		力	風量40m ³ ／分		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)		7～14	7～14	7～14	7～14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg／L)		50	60	50	60
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg／L)		50	60	50	60
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg／L)		20,000	20,000	20,000	20,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg／L)		60	120	60	120
	リン 含 有 量 (単位 mg／L)		200	200	200	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg／L)		2	2	2	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ ／日)		2	3	2	3	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年8月14日から同年9月4日まで
 (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境対策課

~~~~~

## 兵庫県告示第831号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 指定する区域  
小野市匠台32番の一部  
 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

~~~~~

兵庫県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年8月17日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和8年8月14日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎港線	尼崎市御園町2番3から 同 市御園町1番3まで	旧	9.0から 12.0まで	30.0	一部 予定地
	尼崎市御園町5番から 同 市御園町5番まで		2.0から 68.0まで	30.0	
	尼崎市御園町5番から 同 市御園町5番まで	新	2.0から 39.0まで	30.0	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）マックスバリュ安田店
所在地 加古川市尾上町安田480外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西1丁目2番1号 山 口 普
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西1丁目2番1号 山 口 普
外未定2者
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年3月29日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,313平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
139台
 - 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
95台
 - 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
124平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

22.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|------|-------|
| 株式会社フジ | 午前0時 | 翌午前0時 |
| 未定物販①② | 午前7時 | 午後10時 |
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前0時から翌午前0時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和8年7月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間
令和8年8月14日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和8年12月14日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年8月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) 宝塚市伊子志計画
所在地 宝塚市伊子志 4 丁目135番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
ヤマダストアー株式会社 揖保郡太子町鵜495番地 1 山 田 和 弘
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
ヤマダストアー株式会社 揖保郡太子町鵜495番地 1 山 田 和 弘
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 9 年 3 月 1 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3, 099平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(i) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	石野孝司
株式会社キャン	岡山市北区幸町2番8号	川部将士
外26者		

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	石野孝司
株式会社JACKY	福岡市博多区博多駅前2丁目17-1	石川直哉
楽天トータルソリューションズ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	染川芳宏
外26者		

4 変更年月日

令和8年4月11日外

5 届出年月日

令和8年7月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年8月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年12月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号